



基本計画

日常生活で介助が必要な高齢者や障害のある人を在宅で支え、また、子どもの健全育成を図るためには、様々な福祉サービスによる支援が不可欠であり、家庭だけにその役割を課す仕組みでは限界があります。

また、様々な社会活動に参加し、精神的な充足感や生きがいのある自分らしい自立生活を送りたいといった「精神的な支え」や、「買い物・話し相手」などの日常生活支援の分野では、行政サービスで対応するより、ボランティアやNPOなどの市民参加型の支え合いや助け合いによる解決が有効です。

このようなことから、市民、地域、行政が連携・役割分担した、自助・共助・公助の考えに基づく支え合いが一層必要とされています。

このため、ボランティアやNPOなどの市民参加型の支え合いや助け合いの促進に向け、地域活動の場の確保や環境の整備はもとより、町会・自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPOなど、地域福祉活動に参加する様々な市民が連携・協力しながら活動できる仕組みづくりを目指します。

市民（地域住民）にできること

自助：地域に住む一人ひとりが取り組むこと

個人や家庭等、市民の取組の方向性を示します。

地域にできること

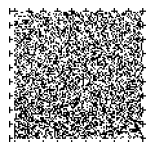
共助（互助）：地域が力を合わせて実現していくこと

地域コミュニティ（町会・自治会、老人クラブ、身体障害者福祉協会、子ども会、民生委員・児童委員）、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業等、事業所など地域における様々な人や組織による取組の方向性を示します。

行政が取り組むこと

公助：行政が主体となって取り組むこと

市民や地域でも解決が難しい課題に対して、行政が主体となって取り組むべき方向性を示します。



基本目標 1 地域活動を支える担い手づくり

(1) 地域に目を向け参加・参画する人の増加

【 今後の方向性 】

地域福祉を推進するために、地域の人々が持つ多様な能力を活かし、積極的に課題の解決に関わっていただけるような、地域活動の機会や場を提供し、より多くの人々が地域に関心を持てるよう参加を促します。

市民（地域住民）にできること

- 地域のために自分ができることを考えましょう
- 各種講座や地域の行事に積極的に参加しましょう

地域にできること

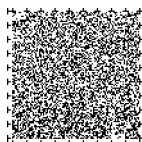
- シニア世代などを対象に、呼びかけ、地域活動への参加を促す
- 住民の地域への関心を高め、地域活動への参加機会を提供
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を共有
- 地域の高齢者や障害者との交流機会の確保
- 地域福祉を推進するボランティアリーダーの育成

行政が取り組むこと

- 市民の地域福祉に対する関心を高めるための講座や学習会等の開催
- 地域活動に関する情報の積極的な発信
- 市民活動がしやすい環境の整備を図る

【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①市民の主体的福祉活動への支援	市民の主体的な福祉活動は、地域の福祉力を高めるうえでの不可欠な活動であることから、地域住民の主体性と創造性・開拓性を尊重しながら、効果ある活動のための支援を行います。	福祉保健部
②ボランティアの担い手支援	社会福祉協議会等関係機関と連携し、地域福祉の担い手となるボランティア等の活動を支援します。	介護福祉課 協働推進課
③地域リーダーの育成と市民参加の促進	福祉活動を担うリーダーを育成し、市民参加の促進を図ります。	公民館
④市民活動の機会づくりの支援	ボランティア、NPO等、市民活動団体の相互交流と活動の促進を図るため、活動の機会づくりを支援します。	協働推進課



(2) NPO・ボランティア活動等の支援

【 今後の方向性 】

地域福祉を推進するうえで重要な役割を果たす、NPOやボランティア活動を支援します。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を支援し、地域活動の活性化を図ります。更に、地域活動団体の連携を推進することにより、より多くの課題の解決に取り組みます。

市民（地域住民）にできること

- ボランティア等の市民活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう
- 各種ボランティア団体に積極的に登録しましょう

地域にできること

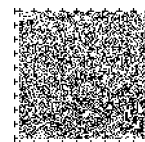
- ボランティア体験会等を積極的に開催
- 若年層や働き盛り世代などへ地域活動、ボランティア講座への参加を促進
- ボランティアグループやNPO、住民活動団体などの活動を行っている各種団体間での情報交換など、連携を強化
- 地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を実施

行政にできること

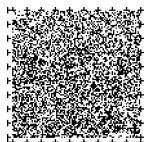
- ボランティア、NPO等の活動の支援
- 地域活動団体間の交流・連携の促進

【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①小地域福祉活動等への支援	高齢者や障害のある人、児童等を対象とした地域での見守り活動、「ふれあいいきいきサロン」、「子育てサロン」等地域の憩いの場づくり、交流の場づくりなど、社会福祉協議会が推進している小地域福祉活動を支援していきます。	介護福祉課
②民生委員・児童委員への支援と協働活動の推進	相談・情報の提供、サービス利用支援、実態調査などの活動を強化していくため、民生委員・児童委員の活動を支援し、また、必要に応じて協働活動を展開します。	社会福祉課
③社会福祉法人、NPO等への支援	地域福祉を推進するため、社会福祉法人、NPO等への支援に努めます。	福祉保健部 子ども家庭部 協働推進課



施策・事業	内容	所管課等
④障害者団体活動への支援	障害者団体に活動促進のため、レクリエーション、行事等の活動を支援します。	障害福祉課
⑤シルバー人材センターへの支援	公益社団法人福生市シルバー人材センターに運営に関する補助金を交付し、高齢者の就業を促進します。	介護福祉課
⑥健康づくり推進員活動の支援	市民の健康づくり事業を企画・立案して健康増進を推進する「健康づくり推進員」を配置し、市民による主体的な健康づくり事業の展開を支援していきます。	健康課
⑦シルバーボランティア活動の促進	高齢者の能力活用や生きがいの高揚のため、ボランティア活動への啓発に努めます。	介護福祉課



(3) 地域の活動基盤の充実

【 今後の方向性 】

地域の人同士のつながりは、地域福祉の関心を高めるために欠かせません。このため、年代に関わらず気軽に地域の人が集まり、交流できる居場所づくりを支援します。また、既存の地域資源を有効活用した活動を推進します。

市民（地域住民）にできること

- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などそれぞれの地域における活動内容を理解しましょう
- 身近な地域の人と、自分から関わりを持ちましょう

地域にできること

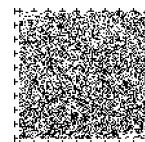
- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設ける
- 他の町会・自治会の取組に関心を持ち、取り入れる
- 町会・自治会館等の利用方法を周知し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくる
- 地域の様々な施設を活用して、気軽に集える地域活動の場を確保

行政が取り組むこと

- 既存の地域資源活用のための整備の推進
- 市民の地域福祉への関心を高めるため、啓発イベントの参加促進及び充実を図る

【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①町会・自治会等への支援と協働活動の推進	地域福祉の担い手となる町会・自治会等、地域の団体の組織・活動の発展のために必要な支援を行い、また、必要に応じて協働活動を展開します。	協働推進課
②健康まつりの開催	各種団体からの協力により、「健康まつり」の充実を図ります。	健康課
③市民の自主的なコミュニティづくりへの支援	地域福祉の増進及び地域の活性化を図るため、市民の自主的なコミュニティづくりを支援します。	協働推進課



基本目標 2 支援が必要な人を支える地域づくり

(1) 顔の見える関係づくりと健康づくりの推進

【 今後の方向性 】

地域とのつながりが希薄化している昨今、近所の人顔を知らない人も少なくありません。地域での助け合いの第一歩は、お互いの顔がわかる関係を築くことです。交流の場の提供や、あいさつなど小さなことから始めることで、子どもから高齢者まで、お互いの顔のわかる関係づくりを推進します。

また、市民が毎日を心身ともに健康に過ごすことができるよう、『健康ふっさ21』と密接に連携しながら、健康づくりや交流を促進していきます。

市民（地域住民）にできること

- 近所の人に積極的にあいさつしましょう
- ボランティア活動等の地域活動に、積極的に参加しましょう
- ちょっとした声かけを心がけましょう

地域にできること

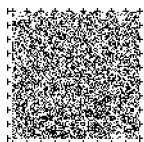
- あいさつ運動を積極的に行い、人と人、地域間のつながりを深める
- 地域行事等、地域住民が参加しやすいイベントや行事の開催
- 町会・自治会館等の利用方法を周知し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくる

行政が取り組むこと

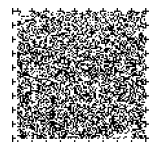
- 地域住民同士の交流の場を整備し、機会を提供する
- 児童と高齢者などの世代間交流を促進する
- 健康づくり活動を推進し、地域の交流につなげる
- 社会から孤立することなく、心身ともに健康で生き生きと暮らせるための対策を進める

【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①健康づくりの推進	「健康ふっさ21」の基本方針に基づいて、健康づくりのための活動を推進します。	健康課
②健康教育の充実	医師、歯科医師等による講演会、栄養士、保健師による講習、指導・助言など、健康教育の充実を図ります。	健康課
③こころの健康づくりの推進	保健所、社会福祉協議会等関係機関と連携し、各種相談窓口等で情報提供などを図り、こころの健康づくりを推進します。	健康課



施策・事業	内容	所管課等
④民生委員・児童委員への支援と協働活動の推進（再掲）	相談・情報の提供、サービス利用支援、実態調査などの活動を強化していくため、民生委員・児童委員の活動を支援し、また、必要に応じて協働活動を展開します。	社会福祉課



(2) 地域におけるセーフティネットの構築

【 今後の方向性 】

地域の課題が複雑化しているなか、問題解決のためには関係者・関係機関の連携が必要です。また、地域で支援を必要とする人の早期把握も、問題解決には重要です。適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制を整備し、地域福祉を推進するため、関係機関、行政が連携してセーフティネットを構築します。

市民（地域住民）にできること

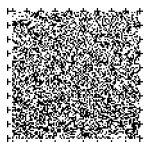
- 地域での見守り活動等から、地域で困っている人を早期に発見しましょう
- 子育てに悩む親が孤立しないよう、見守りましょう
- 地域で支援を必要としている人を、民生委員など適切な相談者などへつなげましょう

地域にできること

- 福祉関係事業者と住民との連携による認知症・ひとり暮らし高齢者の見守りを強化
- 日頃の声かけ運動等の見守り活動から、地域の福祉課題を早期に発見
- 地域でひとり暮らしの高齢者や障害のある人の生活を手助け
- 孤立しがちな高齢者や障害のある人の閉じこもりを予防するため、地域のサロン活動や生きがい活動、交流活動等を実施
- 困ったことがあった時の相談先を伝える
- 子どもの見守りと保護者への支援

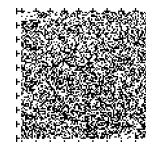
行政が取り組むこと

- 関係機関と連携したネットワーク体制の整備
- 生活困窮者に対する支援の充実
- 多重債務、失業（就業）、いじめ、過重労働、健康問題、家庭問題などへの相談に的確に対応する連携協力体制の強化
- 子育て関連施設の設備の推進



【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①見守りネットワークづくり	ひとり暮らしの高齢者などを地域で見守るネットワークづくりを進め、確立します。	介護福祉課
②虐待防止のネットワークづくり	関係機関と連携し、児童や高齢者、障害のある人への虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。また、関係機関との連携による虐待防止のネットワークづくりを進めます。	障害福祉課 介護福祉課 子ども家庭支援課
③生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、就労などの自立に関する相談支援や、支援事業利用のためのプラン作成等を行います。	社会福祉課
④住居確保給付金の支給	離職により住宅を失った又はそのおそれがある生活困窮者などに対し家賃相当の住居確保給付金を支給します。	社会福祉課
⑤生活困窮者支援事業の推進	家計相談支援事業（家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等）、学習支援事業（生活困窮家庭の子どもへの学習支援や保護者への進学助言等）など、生活困窮者への支援事業の充実を図り、推進します。	社会福祉課
⑥学童クラブ・保育所等の充実	学童クラブや保育所等について、施設整備等を推進し、家庭で保育ができない保護者を支援します。また、学童クラブ・保育所等においては、継続して待機児童ゼロを目指します。	子ども育成課



(3) 人権尊重と権利擁護の充実

【 今後の方向性 】

市民一人ひとりの人権が尊重され、自立して生活していくために、権利擁護についての普及啓発及び体制の整備が重要です。人権侵害を防止するため、お互いを理解尊重するための心を育む福祉教育を推進するとともに、人権侵害に対応する関係者のネットワークづくりを進めます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の制定を踏まえて、判断能力が十分でない者の権利を尊重、擁護し、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援するため、総合的・計画的に推進します。

市民（地域住民）にできること

- 福祉教育について自ら学びましょう
- 虐待の可能性があるなど、支援が必要な人を早期発見し、支援につなげましょう

地域にできること

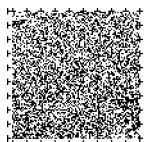
- 高齢者や障害者との交流機会の確保
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の福祉制度の利用促進
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見

行政が取り組むこと

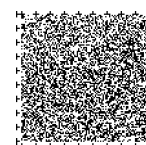
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の福祉制度の利用促進
- 学校や地域での福祉教育の推進
- ふくふくまつり（福祉まつり）の支援、周知

【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①学校教育における福祉教育	東京都教育委員会『人権教育プログラム』に基づき、総合的な学習の時間や特別活動における体験学習や障害のある人との交流学习、高齢者などから学ぶ地域文化の伝承学習などを通しての福祉教育の実施に努めます。	教育指導課
②社会教育における福祉教育	「心のバリアフリー」等や「互いに支え合い、共に生きることができる社会」等の実現を目指し、福祉教育の実施に努めます。	公民館



施策・事業	内容	所管課等
③権利擁護・成年後見制度等の利用促進	判断能力が十分でない人も地域で安心して暮らすことができるよう、相談体制等の整備や権利擁護・成年後見制度等の利用促進に努めます。	社会福祉課 福祉保健部 子ども家庭部
④「社会を明るくする運動」の推進	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進します。	社会福祉課



(4) 安全安心な地域づくりの推進

【 今後の方向性 】

地域で安心して暮らすためには、防災や防犯、事故を未然に防ぐことが重要です。犯罪情報について適宜発信し啓発や相談を行い、警察だけでなく地域の活動による防犯活動や助け合い活動に取り組みます。

特に、「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定により、様々な要因により「犯罪をした者等（再犯防止推進法第2条第1項で定める者）」が地域社会で孤立しないよう、その立ち直りの支援に取り組みます。

また、防犯意識啓発の活動を進めるとともに、大規模災害を想定した防災訓練や避難行動要支援者への対応を進めます。

更に、誰にとっても暮らしやすい地域社会となるよう、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

市民（地域住民）にできること

- 地域の防犯防災活動へ積極的に参加し、安全安心な地域づくりへの意識を高めましょう
- 身近な地域に住む、災害時に支援が必要な人の情報を共有し、助け合いましょう

地域にできること

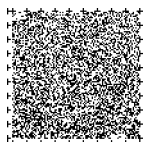
- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を実施
- 消費者被害を防止するため、地域で情報を共有
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備
- 地域の自主防災組織などとの連携強化

行政が取り組むこと

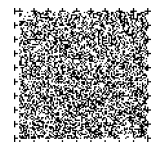
- 犯罪情報の発信、啓発や相談体制の整備
- 再犯防止等の推進や犯罪をした者等の支援
- 防犯・防災体制の整備
- 公共施設のバリアフリー化の推進

【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①安全安心なまちづくりの推進	犯罪防止のための地域における自主的な活動の推進、学校等における安全の確保等総合的に施策を展開し、市民が安心して生活できる環境の整備を図ります。	防災危機管理課 教育指導課



施策・事業	内容	所管課等
②子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を進めます。また、児童の登下校中の安全を確保するため、地域のボランティアの方の協力とシルバー人材センターに委託して見守りを実施するとともに、これらの取組を補うため、防犯カメラを設置して、見守り体制を整備します。	防災危機管理課 教育総務課
③交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校等での交通安全教育を推進します。	道路下水道課
④訪問販売等悪質商法取引等への対応	訪問販売等悪質商法取引等による被害を防止するとともに、購入契約等を結んでも解約できることや相談体制があることを、高齢者世帯等に周知します。	シティセールス推進課
⑤救急通報システムの整備	ひとり暮らし等の高齢者、在宅重度身体障害者及び難病患者等に専用通信機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受け、救急車による病院への搬送に対応します。	障害福祉課 介護福祉課
⑥住宅火災通報システムの整備	救急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより、火災の発生を東京消防庁に自動通報するシステムを、ひとり暮らし等の高齢者及び18歳以上でひとり暮らしの重度心身障害者宅に設置します。	障害福祉課 介護福祉課
⑦自主防災組織への支援	「福生市地域防災計画」に基づき、地域住民による自主防災組織が行う消火・救援活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努めます。	防災危機管理課
⑧避難行動要支援者への支援	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいるため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会などと連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。	防災危機管理課 福祉保健部
⑨建築物の整備	学校も含め、市建築物のバリアフリー整備を進めます。	施設所管課 施設公園課
⑩バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	職員がバリアフリー、ユニバーサルデザイン等についての共通認識を持ち、本計画や『福生市バリアフリー推進計画』に基づいて全庁を挙げてバリアフリー・ユニバーサルデザイン等を推進します。	全課
⑪「社会を明るくする運動」の推進（再掲）	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進します。	社会福祉課



基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

(1) 総合的な相談体制の充実

【 今後の方向性 】

地域が抱える問題は複雑化し、適切な支援につなげることが重要になっています。複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、相談支援機関等と行政機関、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し、連携して支援を行います。

また、地域の様々な問題を受け止め、住みやすい地域づくりを実現するため、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

市民（地域住民）にできること

- 自ら積極的な情報収集をしましょう
- 自分の地域の民生委員・児童委員を確認しましょう
- 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう

地域にできること

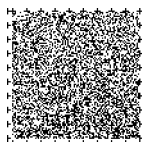
- 身近な相談窓口などの情報を教えあう
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知
- 地域住民への福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用の呼びかけ
- 様々な相談事業の実施と各種相談との連携を図り、生活上の様々な困難を抱えた人に適切な助言を実施

行政が取り組むこと

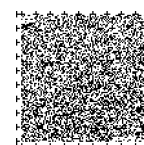
- 関係機関等の連携による、断らない総合的な相談支援体制の整備
- 学校の教育相談体制の充実

【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①健康相談の充実	保健師、栄養士等による「総合健康相談」の充実を図ります。	健康課
②福祉保健の相談体制の充実	福祉保健に関する様々な相談が身近なところで気軽に行えるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を推進します。	福祉保健部 子ども家庭部



施策・事業	内容	所管課等
③各学校における教育相談体制の充実	日常の学校生活はもとより、いじめや不登校問題等多様な相談に対応するため、全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、各学校の教育相談体制を一層充実させます。	教育支援課
④女性悩みごと相談	女性専門カウンセラーによる相談を実施します。	社会福祉課
⑤丸ごと相談（断らない相談）の推進	関係機関等の連携を図り、どんな相談にも対応できるような相談支援体制の構築を目指します。	福祉保健部 子ども家庭部



(2) 福祉情報の提供体制の充実

【 今後の方向性 】

支援を必要とする人の中には、支援の手が届かず、そのまま問題を抱え込んでしまうケースがあります。支援を必要とする人に情報が行き渡るよう、ホームページ、広報や回覧板、情報メールやSNSなど、様々な情報伝達手段を用いて、年齢を問わず情報が行き渡るよう配慮し、福祉情報の提供体制の充実を図ります。

市民（地域住民）にできること

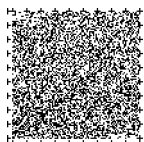
- 福祉の各種制度への関心を高めましょう
- 地域の身近な人と、福祉情報を共有しましょう
- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などそれぞれの地域における活動内容を理解しましょう

地域にできること

- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設ける
- 他の町会・自治会の取組に関心を持ち、取り入れる
- 町会・自治会館等の利用方法を周知し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくる
- 地域の様々な施設を活用して、気軽に集える地域活動の場を確保
- 活動内容の積極的な情報発信

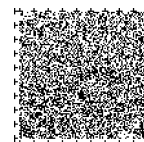
行政が取り組むこと

- ホームページやSNS等を活用した情報発信
- だれもが容易に情報を入手できるような、様々な情報発信手段の充実
- 相談員や相談窓口の周知、充実



【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①各種イベントの紹介	地域への愛着を高め、交流の機会を増やすため、広報等で地域の行事・イベント等の紹介を行っていきます。	秘書広報課
②相談員等の資質向上のための支援と周知	民生委員・児童委員をはじめとする相談員や各相談窓口の職員等に対してその資質の向上を支援していくとともに、市民への広報・周知を図り利用を促進します。	福祉保健部 子ども家庭部
③子ども家庭支援センター事業の推進	子どもと家庭に関する総合相談など、児童を養育する家庭を支援するため、子育て支援の総合的な機能を持つセンターを目指します。	子ども家庭 支援課
④福祉保健サービスや施設の情報提供	読みやすい広報紙づくりとともに、ホームページ等を活用し、福祉保健サービスや施設等の利用案内を充実させます。また、点字版やデージー版、SPコード付きのパンフレットの作成など、情報の入手が困難な市民への支援を強化します。	福祉保健部 子ども家庭部



(3) 地域福祉の推進体制の強化

【 今後の方向性 】

少子化、核家族化が進む中で、子どもと保護者、高齢者や障害のある人等、支援を必要としている人々の増加は、行政だけでは対応が困難で、新たな生活課題も発生しており、地域全体で助け合いながら取り組んでいく必要があります。

このため、社会福祉協議会を中心に、地域福祉を支え、様々なサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携を図ります。

また、子どもと保護者、高齢者や障害のある人等、だれもが地域で自立し、安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実を図ります。

市民（地域住民）にできること

- 地域福祉の考えを学び、具体的な活動を実践しましょう
- 地域共生社会について考えましょう

地域にできること

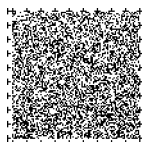
- 同じ地域の人たちに、地域福祉の考えや活動を広める
- 様々な活動から地域の生活課題、多様なニーズを把握
- 地域活動団体同士の連携

行政が取り組むこと

- 福祉サービスの充実
- 社会福祉法人との協働活動の推進と支援
- 関係機関・団体との連携強化
- サービス提供主体間の調整力や連携強化
- 職員の人材育成

【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①児童の健全育成対策の充実	家庭、地域住民、青少年問題協議会、青少年育成地区委員会、町会・自治会、学校、行政等関係機関の連携強化により、児童の健全育成対策の充実に努めます。	子ども育成課 生涯学習 推進課
②地域福祉推進のマネジメントサイクルの確立	事業の実施状況等を公表し、事業の見直しや新たな事業の展開を行うことによって、地域福祉を推進します。	全課
③福祉保健施策の点検	施策を常に点検し、市民の視点に立ったサービスの提供、サービスの質の向上に努めます。	福祉保健部 子ども家庭部



施策・事業	内容	所管課等
④社会福祉法人との協働活動の推進と支援	社会福祉協議会を支援することにより、福祉サービスの質の向上と量の確保を図ります。	介護福祉課
⑤第三者サービス評価制度の活用	福祉サービスの向上を図るため、第三者による評価制度活用を促進します。	福祉保健部 子ども家庭部
⑥権利擁護・成年後見制度等の利用促進(再掲)	判断能力が十分でない人も地域で安心して暮らすことができるよう、相談体制等の整備や権利擁護・成年後見制度等の利用促進に努めます。	社会福祉課 福祉保健部 子ども家庭部

